

船橋市商店街空き店舗対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に所在する空き店舗に出店する者に対し、予算の範囲内において、船橋市商店街空き店舗対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、賑わいの創出を図ることを目的とする。

2 補助金の交付については、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「空き店舗」とは、次に掲げる要件をすべて満たす市内に所在する店舗物件をいう。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の規定により指定された都市計画区域のうち同法第7条第1項に規定する市街化区域に所在していること。
- (2) 過去に事業の用に供されていた実績があり、賃貸借できる状況にありながら、6月以上事業が営まれていない状態が継続していること。
- (3) 1階、2階又は地階部分に位置していること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条に規定する中小企業者、又は法で定義する会社以外の法人であって、常時300人以下の従業員を使用するものとする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（法第2条に規定する中小企業者以外の会社。以下同じ。）が所有している者
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は補助金の交付を受けることができない。

- (1) 建物賃借料に係る補助金の交付を受ける場合にあつては、補助金の対象と

なる空き店舗の所有者（所有者が法人の場合にあっては、その代表者。以下同じ。）又は所有者と生計を一にする配偶者その他親族

(2) 宗教法人又は政治団体

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有す者

(4) その他市長が適当でないと認める者
（補助事業）

第4条 補助金の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、補助対象者が空き店舗を活用して新たに開設する事業所（以下、「事業所」という。）において実施する第1号から第3号までのいずれかに該当する事業で、かつ第4号から第10号までの要件をすべて満たすものとする。

(1) 小売業、飲食業又はサービス業等個人客が直接来店する業種の事業

(2) 半径500メートル内に生鮮三品（鮮魚、精肉又は青果）又は日用品を販売する店舗が無い地域において、これらの商品を個人客に販売し、地域の買い物支援に資すると認められる事業

(3) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第26項に規定する特定創業支援等事業（以下「特定創業支援等事業」という。）による支援を受けた者が実施する事業

(4) 船橋市又は船橋商工会議所が実施する経営相談事業に参加し、事業の改善に努めること。（補助事業が第4条第3号に該当する場合を除く。）

(5) 週4日以上かつ週28時間以上営業すること。

(6) 船橋商工会議所に加入して、産業の振興のための事業に参加し、協力するよう努めること。

(7) 事業所が所在する区域に商店会が組織されている場合にあっては、当該商店会に加入し、積極的に商店街活動に参画すること。

(8) フランチャイズ加盟店でないこと。

(9) 市内からの移転により開設する事業所でないこと。

(10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める事業でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に係る経費のうち、次に掲げる経費とする。ただし、第2号に掲げる経費については、前条第2号又は第3号に該当する補助事業に限り対象とする。

(1) 施設整備費 事業所開設に伴い必要となる工事に係る経費をいう。ただし、交付決定を受けた日の属する会計年度末日までに竣工及び施工業者への支払が完了する工事に係る経費に限り、交付決定を受けた日以前に着手又は事業所開設後に完了する工事に係る経費を除く。

(2) 建物賃借料 事業所の賃料(敷金、礼金、保証金その他これらに類する費用を除く。)をいう。ただし、事業所内に住宅部分その他の補助事業の用に供しない部分を有する場合にあっては、補助事業の用に供する部分と供しない部分の面積に応じて経費を按分し、算出した補助事業の用に供する部分の額とする。

(補助率及び補助限度)

第6条 補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施設整備費 補助対象経費に2分の1を乗じた金額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)とし、上限額を100万円とする。

(2) 建物賃借料 補助対象経費に次に掲げる補助率を乗じた金額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)とし、次に掲げる金額を上限とする。

ア 賃借を開始した月又は交付決定を受けた日の属する月のいずれか遅い月(以下、「補助開始月」という。)の1月目から12月目まで 補助率2分の1、上限額一月あたり3万6千円

イ 補助開始月13月目から24月目まで 補助率3分の1、上限額一月あたり2万4千円

ウ 補助開始月25月目から36月目まで 補助率4分の1、上限額一月あたり1万8千円

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業所の営業を開始する日までに船橋市商店街空き店舗対策事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、同一の補助事業における2年度目以降の交付申請については、第4号及び第5号に掲げる書類は省略できるものとし、当該年度の4月1日に提出しなければならないものとする。

- (1) 補助事業計画書
- (2) 見積書又は契約書の写し等補助対象経費を確認できる書類
- (3) 市税を滞納していないことを証する書類（市長が必要がないと認める場合を除く。）
- (4) 補助対象となる空き店舗が第2条各号の要件を満たしていることを確認できる書類
- (5) 特定創業支援等事業による支援を受けたことの有効期間内の証明書（補助事業が第4条第3号に該当する場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 事業所開設に伴う工事の発注先は、市内に事業所を有する者を選定するよう努めなければならない。

(交付決定の通知)

第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに船橋市商店街空き店舗対策事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

(計画変更等の承認申請)

第9条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、船橋市商店街空き店舗対策事業変更等承認申請書（第3号様式）により市長に申請しなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助に要する経費の配分の変更（市長の認める軽微な変更を除く。）をするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となったとき。

(4) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による申請があった時は、その内容を審査し、相当と認めるときは、船橋市商店街空き店舗対策事業変更等承認書（第4号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日以内に、船橋市商店街空き店舗対策事業補助金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときも、また同様とする。

- (1) 請求書及び領収書等補助対象経費の支出状況が確認できる書類
- (2) 写真等補助事業の実施状況が確認できる書類
- (3) 船橋商工会議所に加入していることを明らかにする書類
- (4) 商店会に加入していることを明らかにする書類（事業所が所在する区域に商店会が組織されている場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（額の確定等）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告の内容を審査し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市商店街空き店舗対策事業補助金額確定通知書（第6号様式）により補助事業者へ通知する。

（交付の請求）

第12条 前条の規定による補助金の額を確定する旨の通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、船橋市商店街空き店舗対策事業補助金交付請求書（第7号様式）により市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を船橋市商店街空き店舗対策事業補助金交付決定取消通知書（第8号様式）により取消しを通知し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を船橋市商店街空き店舗対策事業補助金返還命令書（第9号様式）により命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(関係帳簿の整備等)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(関係帳簿等の調査)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は関係帳簿、書類等を調査することができる。

2 前項の規定は、補助事業が完了した後においても、適用があるものとする。

(財産の管理)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、台帳を設け、当該取得財産等の保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

(財産の処分)

第17条 補助事業者は、取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ船橋市商店街空き店舗対策事業補助金取得財産等の処分承認申請書（第10号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年を経過したときは、この限りでない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、平成29年4月1日以後に新たに補助金の助成を受けようとする者について適用し、同日前に既に補助金の助成を受けている者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、平成30年4月1日以後に新たに補助金の助成を受けようとする者について適用し、同日前に既に補助金の助成を受けている者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成30年4月1日前に補助金の交付の申請をした者に係る補助金の補助率及び補助の限度額については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この要綱（別表第1備考2及び別表第2備考2の改正規定に限る。）による改正後の別表第1備考2及び別表第2備考2の規定は、平成31年4月1日以後に補助金の助成を受けようとする者について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、令和3年4月1日以後に新たに補助金の助成を受けようとする者について適用し、同日前に既に補助金の助成を受けている者については、なお従前の例による。

第1号様式

船橋市商店街空き店舗対策事業補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所又は所在地

名称

代表者職氏名 ㊟

連絡担当者

電話番号

船橋市商店街空き店舗対策事業補助金の交付について、下記事項に虚偽が無いことを誓約のうえ申請します。

記

1 補助金を活用して開設する事業所

①所在地	
②事業所名（屋号）	
③営業開始(予定)日	年 月 日
④事業種別	<input type="checkbox"/> ア) 小売業、飲食業又はサービス業等個人客が直接来店する業種の事業 <input type="checkbox"/> イ) 半径500メートル内に生鮮三品（鮮魚、精肉又は青果）又は日用品を販売する店舗が無い地域において、これらの商品を個人客に販売し、地域の買い物支援に資すると認められる事業 <input type="checkbox"/> ウ) 産業競争力強化法に規定する特定創業支援等事業による支援を受けた者が実施する事業

2 補助対象経費及び補助金交付申請額

(1) 施設整備費

①補助対象経費	円
②補助金交付申請額 (①×1/2) ※千円未満切り捨て	円

※ ②は上限額100万円

(2) 建物賃借料 (1④がイ又はウのみ対象)

①補助対象経費	円
②補助金交付申請額 (①×補助率) ※千円未満切り捨て	円

※ ②の補助率・一月あたりの補助上限額は、1～12月目は1/2・3万6千円、13～24月目は1/3・2万4千円、25～36月目は1/4・1万8千円

(3) 総計

①補助対象経費 ((1)①+(2)①)	円
②補助金交付申請額 ((1)②+(2)②)	円

3 誓約事項

<input type="checkbox"/>	船橋市又は船橋商工会議所が実施する経営相談事業に参加し、事業の改善に努める。 相談日： 年 月 日 (1④がウの場合は記入不要)
<input type="checkbox"/>	週4日以上かつ週28時間以上営業する。
<input type="checkbox"/>	船橋商工会議所に加入して、産業の振興のための事業に参加し、協力するよう努める。
<input type="checkbox"/>	事業所が所在する区域に商店会が組織されている場合にあっては、当該商店会に加入し、積極的に商店街活動に参画する。(加入商店会名：_____)
<input type="checkbox"/>	フランチャイズ加盟店でない。
<input type="checkbox"/>	市内からの移転により開設する事業所でない。
<input type="checkbox"/>	風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に定める事業でない。
<input type="checkbox"/>	以下に該当する者ではない。 <ul style="list-style-type: none"> ● (建物賃借料に係る補助金の交付を受ける場合のみ)補助金の対象となる空き店舗の所有者(所有者が法人の場合はその代表者)又は所有者と生計を一にする配偶者その他親族 ● 宗教法人又は政治団体 ● 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有す者

第2号様式

船橋市商店街空き店舗対策事業補助金交付決定通知書

号
年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付けで申請のあった船橋市商店街空き店舗対策事業補助金
について、下記のとおり決定したので通知します。

記

補助金交付決定額 円

第3号様式

船橋市商店街空き店舗対策事業変更等承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所又は所在地

名称

代表者職氏名

㊟

連絡担当者

電話番号

年 月 日付け 号で交付決定のあった船橋市商店街空き店舗対策事業補助金に係る補助事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、船橋市商店街空き店舗対策事業補助金交付要綱第9条の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容（変更の内容がわかるように具体的に記載すること。）

3 中止の期間（廃止の時期）

4 補助事業に要する経費の配分（単位：円）

補助対象経費		市補助額	
変更前	変更後	変更前	変更後

第4号様式

船橋市商店街空き店舗対策事業変更等承認書

号
年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付けで提出のあった船橋市商店街空き店舗対策事業変更等承認申請について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 承認する

補助に要する経費の配分の変更がある場合
変更後交付決定額 円

2 承認しない

理由

第5号様式

船橋市商店街空き店舗対策事業補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

住所又は所在地

名称

代表者職氏名

㊟

連絡担当者

電話番号

年 月 日付け 号で交付決定のあった船橋市商店街空き店舗対策事業補助金について、補助金交付要綱第10条の規定により、報告します。

記

1 補助金を活用して開設した事業所

① 所在地	
② 事業所名(屋号)	
③ 事業内容	
④ 営業開始日	年 月 日
⑤ 営業日・時間	平日：午前・午後 時 分～午前・午後 時 分 土休日：午前・午後 時 分～午前・午後 時 分 定休日：
⑥ 実績	【平均来客者数】 平日： 人/日 休日： 人/日 月間： 人/月 【平均売上】 平日： 円/日 休日： 円/日 月間： 円/月

第6号様式

船橋市商店街空き店舗対策事業補助金額確定通知書

号

年 月 日

様

船 橋 市 長

印

年 月 日付けで実績報告のあった船橋市商店街空き店舗対策事業について、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金交付確定額

円

第7号様式

船橋市商店街空き店舗対策事業補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

住所又は所在地

名称

代表者職氏名

⑩

連絡担当者

電話番号

年 月 日付け 号で額の確定のあった船橋市商店街空き
店舗対策事業補助金について船橋市商店街空き店舗対策事業補助金交付要綱第
12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金

円

第 8 号様式

船橋市商店街空き店舗対策事業補助金交付決定取消通知書

号

年 月 日

様

船 橋 市 長

印

年 月 日付けの船橋市商店街空き店舗対策事業補助金の交付決定については、下記理由により取り消しましたので、船橋市商店街空き店舗対策事業補助金交付要綱第 13 条の規定により通知します。

記

取り消しの理由

第9号様式

船橋市商店街空き店舗対策事業補助金返還命令書

号
年 月 日

様

船 橋 市 長 印

船橋市商店街空き店舗対策事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり補助金の返還を命ずる。

返還すべき金額	円		
返還期限	年 月 日まで		
返還を命ずる理由			
返還方法			
交付決定年月日	年 月 日	文書番号	号
補助年度			
交付決定額	円		
既交付額	年 月 日	交付	_____円
	年 月 日	交付	_____円
	年 月 日	交付	_____円
	計		_____円
交付確定額	円		

第10号様式

船橋市商店街空き店舗対策事業補助金取得財産等の処分承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所又は所在地

名称

代表者職氏名

⑩

連絡担当者

電話番号

年 月 日付け 号で交付決定のあった船橋市商店街空き店舗対策事業補助金に係る取得財産等を下記のとおり処分することについて、船橋市商店街空き店舗対策事業補助金交付要綱第17条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 取得財産の品目・名称及び取得日
- 2 処分の方法
- 3 処分の理由

